

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教規則第2号）の一部を次の通り改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条から第60条 省略 (再入学者等の単位及び在学すべき標準期間の取扱い)</p> <p>第61条 第57条から第59条までの規定により各学府又は技術経営研究科に再入学、転入学又は編入学する者については、当該学府教授会又は技術経営研究科教授会は、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき標準期間を定めるものとする。</p> <p><u>2 第57条から第59条までの規定により連合農学研究科に再入学、転入学又は編入学する者については、連合農学研究科教授会は、在学すべき標準期間を定めるものとする。</u></p> <p>第62条から第69条 省略</p> <p>第70条 連合農学研究科に置く講座は<u>連合講座</u>とし、別表第5の3のとおりとする。</p> <p>(教育方法)</p> <p>第71条 工学府<u>及び</u>生物システム応用科学府の博士後期課程における教育は授業科目の授業及び研究指導によって行い、<u>連合農学研究科の博士課程における教育は研究指導によって行う。</u></p> <p>2 工学府<u>及び</u>生物システム応用科学府の博士後期課程の学生</p>	<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p>第1条から第60条 省略(現行どおり) (再入学者等の単位及び在学すべき標準期間の取扱い)</p> <p>第61条 第57条から第59条までの規定により各学府、<u>連合農学研究科</u>又は技術経営研究科に再入学、転入学又は編入学する者については、当該学府教授会、<u>連合農学研究科教授会</u>又は技術経営研究科教授会は、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき標準期間を定めるものとする。</p> <p>2 削除</p> <p>第62条から第69条 省略(現行どおり)</p> <p>第70条 連合農学研究科に置く<u>大講座</u>は、別表第5の3のとおりとし、<u>それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。</u></p> <p>2 <u>授業科目及びその単位数については、連合農学研究科が別に定める。</u></p> <p>(教育方法)</p> <p>第71条 工学府、<u>生物システム応用科学府の博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程</u>における教育は授業科目の授業及び研究指導によって行う。</p> <p>2 工学府、<u>生物システム応用科学府の博士後期課程及び連合農</u></p>	

は、在学期間中に、別に定める授業科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。

- 3 学生は、複数の指導教員の研究指導を受けるものとする。
- 4 前項の指導教員のうち、1人を主指導教員とし、他の者を副指導教員とする。
- 5 連合農学研究科の博士課程にあつては、主指導教員は、主指導教員となり得る資格を有する教授又は助教授をもって充てるものとする。
- 6 連合農学研究科の博士課程においては、学生は主指導教員が必要と認めたときは、指導教員以外の連合農学研究科教員のものにおいて研究指導を受けることができる。
- 7 教育課程及び履修方法については、当該学府及び連合農学研究科が別に定める。

第72条から第111条 省略

附 則 省略

別表第1(47条関係) 省略

別表第2(53条関係)

学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は 専門職学位課程		博士後期課程	
		入学定員(人)	総定員(人)	入学定員(人)	総定員(人)
工学府、農学府、生物システム応用科学府欄 省略					

学研究科の博士課程の学生は、在学期間中に、別に定める授業科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。

- 3 学生は、複数の指導教員の研究指導を受けるものとする。
- 4 前項の指導教員のうち、1人を主指導教員とし、他の者を副指導教員とする。
- 5 削除
- 6 削除
- 7 教育課程及び履修方法については、当該学府及び連合農学研究科が別に定める。

第72条から第111条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

別表第1 省略(現行どおり)

別表第2(53条関係)

学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は 専門職学位課程		博士後期課程	
		入学定員(人)	総定員(人)	入学定員(人)	総定員(人)
工学府、農学府、生物システム応用科学府欄 省略(現行どおり)					

連 合 農 学 研 究 科	<u>生物生産学専攻</u>	-	-	<u>22</u>	<u>66</u>
	<u>生物学専攻</u>	-	-	<u>10</u>	<u>30</u>
	<u>資源・環境学専攻</u>	-	-	<u>8</u>	<u>24</u>
	計	-	-	40	120

技術経営研究科、合計欄 省略

別表第3の1から別表第5の2 省略

別表第5の3（第70条関係）

連合農学研究科の博士課程		
<u>生物生産学専攻</u>	<u>生物学専攻</u>	<u>資源・環境学専攻</u>
<u>植物生産学</u>	<u>応用生物化学</u>	<u>森林・木材学</u>
<u>植物保護学</u>	<u>資源利用学</u>	<u>環境学</u>
<u>動物生産学</u>		
<u>農林経営・経済学</u>		
<u>農業工学</u>		

別表第6から別表第9 省略

連 合 農 学 研 究 科	<u>生物生産科学専攻</u>	-	-	<u>15</u>	<u>45</u>
	<u>応用生命科学専攻</u>	-	-	<u>10</u>	<u>30</u>
	<u>環境資源共生科学専攻</u>	-	-	<u>7</u>	<u>21</u>
	<u>農業環境工学専攻</u>	-	-	<u>4</u>	<u>12</u>
	<u>農林共生社会科学専攻</u>	-	-	<u>4</u>	<u>12</u>
計	-	-	40	120	

技術経営研究科、合計欄 省略（現行どおり）

別表第3の1から別表第5の2 省略（現行どおり）

別表第5の3（第70条関係）

連合農学研究科の博士課程		
<u>生物生産科学専攻</u>	<u>植物生産科学</u>	<u>動物生産科学</u>
	<u>生物制御科学</u>	
<u>応用生命科学専攻</u>	<u>応用生物化学</u>	<u>生物機能化学</u>
<u>環境資源共生科学専攻</u>	<u>森林資源物質科学</u>	<u>環境保全学</u>
<u>農業環境工学専攻</u>	<u>農業環境工学</u>	
<u>農林共生社会科学専攻</u>	<u>農林共生社会科学</u>	

別表第6から別表第9 省略（現行どおり）

附 則（18 教 規則第6号）

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日現在在学している者については、改正後の別表第5の3の規定にかかわらず、なお、従前の例による。